

令和8年

商工業者の みなさんへ!!

相談無料



納期特例による
源泉徴収税の納付期限は

1月20日火 までです。

当日お持ちいただく書類

- ① 令和6年分および令和7年分の源泉徴収簿
- ② 令和7年分の扶養控除等異動申告書
- ③ 各種控除証明書
(生命保険・個人年金・地震保険・小規模企業共済等)
- ④ 社会保険料支払証明書
(国民年金・国民年金基金・国民健康保険等)
- ⑤ 令和6年分および令和7年分の納付書(控)
- ⑥ 法定調書合計表、総括表、納付書
- ⑦ その他必要な書類など

年末調整および納付についての個別指導

開催日

2026年1月

【午前の部】
午前10時～正午
【午後の部】
午後1時～午後3時

7日
水曜日

8日
木曜日

9日
金曜日

場所

あま市甚目寺会館
2階 大研修室 (あま市甚目寺東大門8番地)



あま市商工会

☎ 052-442-8831

◎令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

・基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から58万円以下に引き上げられるなど、所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件(※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

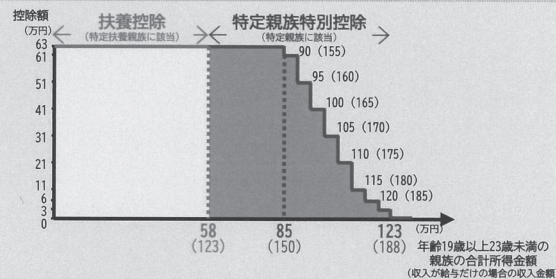
(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

・特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(注)を有する場合に受けられる控除として、特定親族特別控除が創設されました。

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人(従業員の方)に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。

《調書方式の場合の留意事項》

- ・従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が不要となります。
- ・控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます(控除証明書等の交付時期は、電子交付の場合は毎年11月中旬頃、書面交付の場合は入居2年目の11月下旬頃となります。)

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



こんな時は商工会へ!!

経営

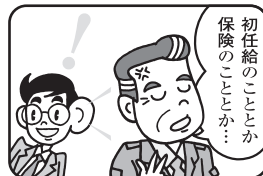


●販売促進のための指導を受けたい。
●自社の経営状況を把握しアドバイスを受けたい。

ぜひ、商工会へ
ご相談ください

※中小企業診断士の派遣による企業診断(財務・労務・販促・OA化など)も無料で受けられます。

労働



●労働保険について相談したい。
●従業員の給与について相談したい。
●就業規則について相談したい。

こんな時、
商工会へお気軽に
ご相談ください

※雇用(失業給付)、労災保険の仕組みや手続きなどの相談指導。
※高齢雇用継続給付制度などの相談指導。
※就業規則作成などの相談指導。

情報化



●コンピュータで顧客管理をしたい。
●お店のホームページを立ち上げたい。

こんな時も、
やっぱり商工会へ
ご相談ください

※情報化に関する相談や各種パソコン研修会を開催しています。

金融



●車を買い換えたい。
●運転資金の円滑化を図りたい。

お気軽に
ご相談ください

※商工会の経営指導を条件とした無担保・無保証人の貸付制度(日本政策金融公庫:マル経融資)があります。

経理

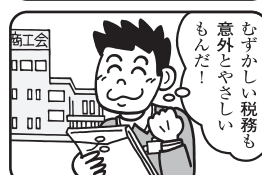


●各種帳簿の記帳指導を受けたい。
●記帳機械化事業を利用したい。

商工会は
あなたの一番身近な
相談相手です

※現金出納帳、売掛・買掛帳、決算振替記入処理などの相談指導。
※個人事業主の方については、コンピュータによる記帳機械化処理サービスも対応しています。(有料)

税務



●各種所得控除や節税方法を知りたい。
●消費税について指導を受けたい。

こんな時も、
迷わず商工会へ!

※経費算入、減価償却、帳簿からの転記などの相談指導。
※税法の改正に則した正しい申告相談指導。
※消費税に関する税務指導。

金融・税務
記帳代行
労働保険事務代行
経営指導等



あま市商工会

あま市甚目寺会館2階(甚目寺観音 南)

☎052-442-8831